

大学と損害保険 ⑰

～大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》～

有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

賠償事故と保険③（実験・実習中の事故）

前回、2回にわたって主な法律上の賠償責任、被害者と大学、教職員、学生の間での賠償責任の関係と保険適用についてご説明しました。

今回から、具体的な事故の場面で、どのように賠償責任と保険の適用を考えればよいかについてご説明いたします。

最初に大学の賠償事故でまず想定される正課中の学生の事故の発生状況を見てみましょう。

実験・実習中事故の発生状況

下表は、平成16年4月から平成19年12月の間に国立大学法人総合損害保険関連の事故として報告があったもののうち実験・実習中の学生の事故をまとめたものです。これらのうち、同保険の保険金支払対象となった事故もあれば、大学には賠償責任が発生しなかった事故も含まれています。賠償責任が発生するか否かは実際の状況により個別に異なって来ますので、とりあえず、賠償責任が発生する可能性があり報告のあった事故とご理解ください。

これらの他に、学生教育研究災害傷害保険（「学研災」）の対象となった傷害事故も多く発生していますが、そちらは、(財)日本国際教育支援協会が毎年担当者を集めて開催している学研災説明会資料をご参照ください。

NO	事故発生日	事故概況
1	H16. 10. 21	授業中に使用していたレーザー装置の光が学生の眼に入り負傷。
2	H17. 11. 18	実験に使用する試験片を作成するため学生がプレスで作業をしていたところ、安全囲いが不備な装置であったこと等により左手小指をプレスに挟み骨折。
3	H18. 1. 6	学生が測定装置の反射鏡の交換作業中にレーザー光が左目に入り視野の感度低下となった。
4	H18. 4. 23	実験用の蒸留水を床にこぼし、床が滑りやすくなっていたため転倒し、頭を強打した。転倒後は、通常の生活をしていましたが、頭痛があったため検査したところ、出血痕が認められ「外傷性くも膜下出血」と診断された。
5	H18. 10. 25	実験中に有機廃液が入った容器が破裂し、有機廃液が飛散し異臭が発生した。同室内にいた学生数名が目の痛みや吐き気を訴え、受診した。
6	H19. 10. 5	有機化学実験後の処理作業中、薬品の用量を誤りフラスコが破裂。破片で右手を負傷したほか、傍らにいた学生が飛び散った薬品により腕などに火傷を負った。
7	H16. 8. 3	学生が化学合成実験を行っていたところ、薬品の取扱いを誤り火災が発生。研究室内の装置が煙と消火剤により損傷。
8	H17. 6. 23	学生が腹痛、下痢を訴え病院で受診したが、症状からO157感染の可能性が極めて高いと診断された。その後、O157の抗体が検出された。感染経路の確定はできていないが、病状の経過及び他の感染源が存在する可能性が低いことから、発症の3日前、細菌学実習においてO157を含む病原微生物を扱っており、この実習により何らかの事故が生じて感染した可能性が高い。
9	H19. 8. 4	学生が卒業論文作成のための野外地質調査中、落石を頭部に受けて死亡。
10	H19. 10. 20	水上での実習中に履修生がパイロットボートから大型船に縄ばしごを使って昇っていたところ、約5m昇ったところからパイロットボードに落下、その後海中に落ちて死亡。

実験・実習中事故における賠償責任

事故発生状況のとおり、大学では実験・実習中の事故が多く発生していますが、そのすべてについて大学に賠償責任が発生することにはなりません。大学に賠償責任が発生するのは次のような場合です。

- ①施設の瑕疵による場合
- ②指導に当たった教職員の過失による場合
例) 教職員が間違った指導を行った
- ③指導に当たった教職員の安全配慮義務違反による場合
例) 実施手順や危険回避について十分な指導を行っていない
- ④大学の安全配慮義務違反による場合
例) 経験の無い教職員に指導を行わせた
無理な実施計画を作成し、それに基づいて実施させた
安全に関する器具や装置が整っていない

①の場合、大学は施設所有者として無過失の賠償責任を負い、②③④の場合、大学は教職員の使用者として、又は債務不履行（安全配慮義務違反）により賠償責任を負います。

学生の実験・実習中の事故に関する大学の賠償責任については、大学が契約する施設賠償責任保険の補償対象となります。（国大協保険ではメニュー1 総合賠償責任保険）

指導を行った教職員個人は、過失（②）又は安全配慮義務違反（③）により賠償責任を負うこととなりますが、一般には大学が使用者として賠償することとなります。

ただし、教職員個人に対して賠償を求められた場合には、それに応じなければなりません。（連載16号（前号）参照）

実験・実習中の学生の事故については、「学研災」に全学生を加入させることにより、大学や教職員の賠償責任に関係なく、学生に対する補償を行うことができ、リスクマネジメントと学生サービスの観点から大いに有効であると考えます。

また、実験・実習においては学生自身が他の学生を負傷させる事故も起こる可能性があり、そのような場合には、学研災付帯賠償責任保険により対応することができます。（連載16号（前号）参照）

（参考）実験中事故の判例等

- 「国立大学工学部の大学院生が実験室において低酸素血症により死亡した事故につき、同実験室を事実上管理する助手が室温を下げる目的で多量の液化窒素を流下させた点に過失があったとして国の責任が認められた事例」<「判例時報」第1614号81頁>（事故発生日：平成4.8.10）
- 「国立大学学生の化学実験中の失明事故につき、国賠法1条の賠償責任を肯定した事例」<「判例時報」第758号67頁>（事故発生日：昭和43.12.28）

実験・実習における安全対策の確立を

実験・実習は、多くの危険を伴うものです。ひとたび事故が発生すれば、重篤な場合には後遺障害や死亡に至るケースも想定され、損害賠償による損失だけでなく大学の社会的な評価の低下も招きます。また、傷害事故が発生しない場合でも、例N0.7のように火災等により高額な実験装置が損害を受けることも考えられます。

平成20年3月5日、国立大学における実験中の事故を受けて、文部科学省から「国立大学法人等における安全衛生管理について（通知）」が発出され、更なる安全衛生管理体制の整備・充実が求められています。国・公・私立大学を含めた大学研究室で利用可能なオンラインの安全マニュアル等も販売されていますのでご活用ください。